

厳原港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
厳原港2号岸壁(217メートル)	長崎県対馬市厳原町東里字野良301番7から301番43	岸壁けい留船と交通する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
厳原港2号岸壁(217メートル)	長崎県対馬市厳原町東里字野良301番7から301番43	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
厳原港2号岸壁(217メートル)	長崎県対馬市厳原町東里字野良301番7から301番43	岸壁けい留船に積卸しする者に限る。

比田勝港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
比田勝港比田勝埠頭比田勝岸壁(A)及び(B)	長崎県対馬市上対馬町比田勝958番地2、958番地6、958番地7、958番地8、958番地9、958番地10及び958番地19(フェンスで囲まれた部分)	旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者に限る

(2) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
比田勝港比田勝埠頭比田勝岸壁(A)及び(B)	長崎県対馬市上対馬町比田勝958番地2、958番地6、958番地7、958番地8、958番地9、958番地10及び958番地19(フェンスで囲まれた部分)	